

デジタルツインを活用した自動運転車サービス実装支援等業務委託 仕様書

1 委託業務名

デジタルツインを活用した自動運転車サービス実装支援等業務委託

2 趣旨・目的

千葉市（以下「発注者」という。）では、幕張新都心における移動ニーズへの対応、移動と各種サービスの一体的、効率的な提供により、地域の活性化を図るとともに、新しい時代の社会的ニーズ、ライフスタイルに対応した快適で魅力的な街を実現することを目的とした「幕張新都心モビリティコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」が設立され、モビリティに関わる多様な主体の積極的な参画及び産官学の連携を促し、持続可能な都市づくりを推進している。

コンソーシアムにおけるモビリティのサービス実装に向け、デジタルツインを活用した自動運転車サービス導入支援や、実装を見据えたサービスモデル（案）策定等を実施するものである。

※コンソーシアムについては、下記参照。

https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/makuharisintosin_mobilityconsortium.html

3 委託期間

契約締結の翌日から令和7年3月21日まで

4 業務内容

公募型プロポーザルにおいて提案を求める事項

(1) サービスモデル（案）策定・事業化検討支援

幕張新都心モビリティコンソーシアムでの各種事業推進における、将来に渡るモビリティのサービスモデル（案）について、『事業性（ビジネスモデル）』、『車両（「車両 - データ連携 - 自動運転監視」などのシステム連携面も含む）』、『環境（インフラ・エネルギー・経済等を含む）』などの多角的視点から具体的に整理・検討し作成するものとし、あわせてサービスモデル（案）の実現に向けた千葉市における具体的な施策提案やサービスモデル（案）の実施に向けたコンソーシアム内企業との調整等についても行うものとする。

なお、サービスモデル（案）策定については、納品を令和6年3月22日までとし、その策定にあたっては千葉市における各種計画等とも整合を図るほか、発注者と受注者で打合せ（週1回程度）を行い、業務の方向性や進捗状況の確認を行うものとする。また、事業化検討等にあたって、サービスモデル（案）に修正が生じた場合は納品後においても発注者に確認の上、適宜修正を実施するものとする。

本業務の遂行にあたり、スケジュール、実施体制のほか、モビリティに係る知識やビジュアルライズなど受注者のノウハウを生かした手法、サービスモデル（案）の方向性や整理ポイント、サービスモデル（案）の実施に向けた調整手法・能力等を提案すること。

(2) デジタルツインを活用した自動運転車サービス導入支援

本業務は、幕張新都心での自動運転車サービスの導入促進を目的とし、安全性の向上・費用の最適化等を図るため、令和5、6年度の2か年においてデジタルツイン環境での実証実験を行うため、以下の支援を行うものとする。

なお、実施にあたってはこれまでの発注者の取組みや、コンソーシアムでの取組みを理解した上で、発注者との調整を行い、必要に応じてコンソーシアム内事業者との調整を図り実施するものとする。

本業務の遂行にあたり、スケジュール、実施体制のほか、自動運転及びデジタルツインに係る受注者のノウハウを生かし、自動運転車とデジタルツインの接続方法や自動運転車の動作確認手法といったサービス実装までの将来に必要なステップ、座組イメージ等をデジタルツイン実証実験における2か年の工程を含み提案すること。

なお、以下の今後発注予定の委託について、委託名称は現状仮称であり委託名称によって実施内容を制限しているものではない。

ア デジタルツインを活用した自動運転実証環境構築・実証実験業務委託（仮称）仕様書作成等
R5 年度に発注予定である『デジタルツインを活用した自動運転実証環境構築・実証実験業務委託（仮称）（※想定予算規模：約 1.3 億円）』における、仕様書の作成や参考見積の徴収のほか、委託業務の公募までに必要な整理・検討・各種支援を行うものとし、作成する仕様書にはベンダーロックイン防止の取組み等を含んだものとする。

また、本業務の受注者は『デジタルツインを活用した自動運転実証環境構築・実証実験業務委託（仮称）』を受注する（入札への参加・再委託等一切の下請け業務を含む）ことは出来ないものとする。

なお、納入時期については、契約後 30 日程度を目途に発注者と協議の上決定するものとする。

イ デジタルツインを活用した自動運転実証環境構築・実証実験業務委託（仮称）監督業務

R5 年度に発注予定である『デジタルツインを活用した自動運転実証環境構築・実証実験業務委託（仮称）』において、契約後の工程管理等の監督業務、及び、幕張新都心で自動運転サービスの実装を目指す上で必要な各種調整等を実施するものとする。また、発注者と協議の上定めるところにより、適宜報告書の提出を行うこととする。

なお、『デジタルツインを活用した自動運転実証環境構築・実証実験業務委託（仮称）』の受注者（再委託先も含む）と千葉市の間における秘密保持契約について遵守するものとする。

5 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、総括責任者及び業務実施責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 契約後の業務

契約に当たっては、提出された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について発注者と協議を行うこと。なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合がある。

(3) 情報の提供

発注者は、契約締結後に、必要に応じてこれまでのコンソーシアム及び発注者の取組みに係るデータ等を受注者に開示でき、受注者はこれを最大限に活用できるものとする。

(4) 業務の再委託について

ア 受注者は、全ての業務を第三者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に発注者に対して通知すること。

イ 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(5) 個人情報等の保護

ア 受注者は、本業務で知り得た個人情報や、発注者の事務に関する機密事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。本業務委託が終了した後も同様とする。

イ 業務遂行にあたり、必要となる資料等については、発注者が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

6 成果品、納期、業務の完了、支払条件

(1) 成果品

ア サービスモデル（案）策定・事業化検討支援

- ・ サービスモデル（案） 2部
- ・ 事業実績報告書 2部

Microsoft Word 若しくは Microsoft Excel、Power Point 等で作成し、CD-ROM でも 1 枚納品すること。

なお、サービスモデル（案）の納入時期については、令和 6 年 3 月 22 日までとし、その後の事業化検討・調整を行う上で生じた修正については、発注者と協議の上修正し提出するものとする。

イ デジタルツインを活用した自動運転車サービス導入支援

- ・ 事業実績報告書・仕様書・参考見積り 2 部

Microsoft Word 若しくは Microsoft Excel、Power Point 等で作成し、CD-ROM でも 1 枚納品すること。

なお、納入時期については、その都度発注者と協議を行うこと。特にデジタルツインを活用した自動運転実証環境構築・実証実験業務委託（仮称）仕様書作成等については契約後 30 日程度を目途に発注者と協議の上決定するものとする。

(2) 納入場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市役所（新庁舎）6 階 千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

(3) 業務の完了

本業務の完了は、所定の業務を行い、その成果品を提出して検査を受け、合格したときとする。

なお、令和 5 年度末においては、その時点の成果品を提出して部分完了検査を受けるものとする。

(4) 支払条件

本業務の支払いは、原則、R5 年度は部分完了検査後、R6 年度は業務完了検査後の支払いとする。

受託者は、業務完了後の千葉市による（部分）完了検査後、委託料の支払いを請求できる。千葉市は、支払請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

7 権利関係

(1) 本業務に基づき作成される成果品等の取扱い

ア 本業務に基づき作成される成果品等の所有権は、全て発注者に帰属する。

イ 受注者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利（著作権）を、発注者に無償で譲渡するものとする。なお、発注者の書面による事前の同意を得なければ、同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（著作人格権）を行使することができないものとする。

ウ 受注者は本業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費はすべて受注者の負担とする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ アにかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

8 その他

(1) 受注者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況については、発注者担当者に適宜報告すること。

(2) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受注者において損害賠償、または苦情処理の措置を講ずること。

(3) 本業務に適用する基準等は、その適用過程を明らかにするとともに、その出典について明記するものとする。

(4) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求められるものとする。